

第3章

指定基準について

1	留意点	16
2	指定基準	20
	(1) 地域密着型サービス	
	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20
	② 夜間対応型訪問介護	23
	③ 地域密着型通所介護	26
	④-1 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (単独型・併設型)	28
	④-2 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (共用型)	31
	⑤ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	31
	⑥ (介護予防) 認知症共同生活介護	35
	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	38
	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	41
	(2) 居宅介護支援	
	居宅介護支援	45
	(3) 介護予防支援	
	介護予防支援	46
	(4) 介護予防・日常生活支援総合事業	
	① 第1号訪問事業	49
	② 第1号通所事業	52

1 留意点

(1) 地域密着型サービスの利用者

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、原則、その市町村の方が使える介護サービスです。このため、町田市内の地域密着型サービスは、原則、町田市の住民（被保険者）以外は利用できません。

なお、（介護予防）認知症対応型共同生活介護への入居等を申請する者の要件として、以下の規定を定めています。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護への入居等を申請する者の要件

地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する者は、町田市への転入後 **3 か月以上**の期間を経過した者でなければなりません。

（町田市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する基準第4条第1項）

町田市以外の住民が、住民票を異動して町田市内の認知症対応型共同生活介護に入居する場合など、地域密着型サービスには沿わないものと言えます。制度の趣旨を十分に理解していただき、サービス提供にあたっては、制度からの逸脱がないようご注意ください。

(2) 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件

居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする（2021年4月居宅条例改正）と規定されています。ただし、**市に事前相談の上、早急に「管理者確保のための計画書」を提出し、かつ市がやむを得ず主任介護支援専門員ではない管理者を着任させることが適当であると判断した場合は、以下の基準を遵守することを前提に**管理者の猶予措置を認めます。

- ① 管理者の変更を行う当該年度より次年度末まで、管理者要件を猶予する。
- ② 主任介護支援専門員新規研修の推薦要件を満たすものが在籍する場合には、猶予期間中に研修を修了できるよう努めること。
- ③ 変更後の管理者が、主任介護支援専門員の研修推薦要件に満たさない場合は、主任介護支援専門員を有する職員の新規採用に努めること。
- ④ 猶予期間に関わらず早急に適正な状態で事業運営を行えるよう努めること。
- ⑤ 猶予期間中においては、研修の受講見込みや新規採用の状況等を市へ猶予期間中における半期に1回報告すること。**猶予期間内における当初計画との相違（緩和適用をされている管理者が変更になるなど）については、発覚時点で早急に報告**すること。
- ⑥ **猶予期間終了の時点で主任介護支援専門員新規研修の修了又は新規採用による人材確保が困難な場合は、居宅介護支援事業所を休止又は廃止とすること。**

なお、2021年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件猶予の適用が2027年3月31日まであります。

※この緩和適用となる事業所については、特定事業所加算の算定はできません。

(3) 生活相談員の資格要件

生活相談員の資格要件は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されています。「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容については、以下をご確認ください。

＜社会福祉法第19条第1項各号＞

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
2. 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
3. 社会福祉士
4. 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
5. 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの(精神保健福祉士)

＜同等以上の能力を有すると認められる者＞

内容	証明書類等
1 介護支援専門員 【要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者】	介護支援専門員証の写し
2 特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上(勤務日数180日以上)の実務経験を有する者 【介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者】	勤務先で発行する <u>在職証明書(職務内容、在職期間が確認できるもの)</u>
3 老人福祉施設の施設長経験者 【介護の提供に係る計画の作成や処遇等に、専門的な知識経験を有する者】	勤務先で発行する <u>在職証明書(役職、職務内容、在職期間が確認できるもの)</u>
4 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く)の特定施設、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに係る実務経験は除く)、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスにおいて、当該事業所又は施設における介護に関する実務経験が通算で <u>1年以上(勤務日数180日以上)</u> あり、介護福祉士の資格を有する者 【介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者】	勤務先で発行する <u>在職証明書(事業種別、職務内容、在職期間が確認できるもの)</u> 及び介護福祉士登録証の写し ※「介護に関する実務経験」とは、各事業所や施設において、人員基準に定められ、利用者の処遇に直接関わる職種として勤務した経験を指します。 したがって、利用者の処遇に直接関わらない、管理者業務、送迎業務、調理業務、清掃業務等については、当該実務経験には算入できません。

(4) サービス提供責任者及び訪問介護員の資格要件

① サービス提供責任者

- 介護福祉士
- 実務者研修修了者
- 介護職員基礎研修課程修了者
- 看護師等
- ホームヘルパー1級課程修了者

前3月の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者を配置することが必要

② 訪問介護員

- 介護福祉士
- 実務者研修修了者
- 介護職員初任者研修修了者等

訪問介護事業所の訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上が必要

(5) 用語の定義

① 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る時間数を定められている場合は32時間を基本とする。）に達する勤務体制を定められていることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週30時間として取り扱うことを可能とします（雇用形態ではなく、勤務時間で判断します。）。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる管理者の職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす者であることとする。例えば、一の事業所によって行われる指定地域密着型通所介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定地域密着型通所介護の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととします。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休暇」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。

②「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。

この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間（通所系サービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所系サービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。

③「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数です。

なお、従業者 1 人につき、勤務時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

④「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る時間数を定められている場合は、32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護と指定認知症対応型共同生活介護を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護の従業者の勤務延時間数には、小規模多機能型居宅介護の従業者としての勤務時間だけを参入します。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うこととします。

2 指定基準

介護サービスを提供するにあたり、指定権者に届け出て介護保険法に基づく介護事業者としての指定を受けなければなりません。その際には、人員基準、設備基準、運営基準などの要件を満たしているか、過去5年以内に指定取り消し処分を受けていないかなどを確認します。以下の基準は概略になりますので、詳細は国の基準省令、解釈通知、QA及び市の条例等をご確認ください。

なお、テレワークの取扱いについては、第2章のコラム「2024年度介護報酬改定について」に記載しています（詳細は介護保険最新情報 Vol.1237（令和6年3月29日付厚生労働省老健局通知）参照）。

(1) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本方針	指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者		常勤専従 1 (管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事可)
	従業者	オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供時間帯を通じて1以上 (事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。) ● 午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 ● 1人以上は常勤の看護師、介護福祉士等（介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員）であること ● 必要資格 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 ※ 利用者の処遇に支障がなく、当該サービスを提供する

			時間帯を通じて、上記資格所有者との連携を確保しているときは、1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者で差し支えない。
		訪問介護員等（介護福祉士又は訪問介護員）	
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数を配置 必要資格 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等 	
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<p>提供時間帯を通じて専従の訪問介護員等を1以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内の訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事可能 利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターに従事可能 午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問すると同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が構築されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない 必要資格 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等 	
		看護職員等（当該事業所と指定訪問看護事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合は配置不要）	
	保健師、看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算で2.5以上 1人以上は常勤の保健師又は看護師 常時連絡体制が確保されること 	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	実情に応じた適当数を配置する（配置しないことも可能）	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者	
	計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> 従業者のうち1以上を選任 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務可能 必要資格 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること 事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、②随時適切に利 		

	<p>利用者から通報を受けることができる通信機器等を備えること（通報を受ける機器としては、携帯電話等でもよい。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者に対しては、適切にオペレーターに通報できる端末（ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの）を配布すること。（利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。） 	
運営 基準	密着条例	項目
	<p>第9条</p> <p>第10条</p> <p>第11条</p> <p>第12条</p> <p>第13条</p> <p>第14条</p> <p>第15条</p> <p>第16条</p> <p>第17条</p> <p>第18条</p> <p>第19条</p> <p>第20条</p> <p>第21条</p> <p>第22条</p> <p>第23条</p> <p>第24条</p> <p>第25条</p> <p>第26条</p> <p>第27条</p> <p>第28条</p> <p>第29条</p> <p>第30条</p> <p>第31条</p> <p>第32条</p> <p>第32条の2</p> <p>第33条</p> <p>第34条</p> <p>第35条</p> <p>第36条</p> <p>第37条</p> <p>第38条</p> <p>第39条</p> <p>第40条</p> <p>第40条の2</p> <p>第41条</p> <p>第42条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容及び手続の説明及び同意 ● 提供拒否の禁止 ● サービス提供困難時の対応 ● 受給資格等の確認 ● 要介護認定の申請に係る援助 ● 心身の状況等の把握 ● 指定居宅介護支援事業者等との連携 ● 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ● 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ● 居宅サービス計画等の変更の援助 ● 身分を証する書類の携行 ● サービスの提供の記録 ● 利用料等の受領 ● 保険給付の請求のための証明書の交付 ● 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 ● 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 ● 主治の医師との関係 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 ● 同居家族に対するサービス提供の禁止 ● 利用者に関する市への通知 ● 緊急時等の対応 ● 管理者等の責務 ● 運営規程 ● 勤務体制の確保等 ● 業務継続計画の策定等 ● 衛生管理等 ● 掲示 ● 秘密保持等 ● 広告 ● 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ● 苦情処理 ● 地域との連携等 ● 事故発生時の対応 ● 虐待の防止 ● 会計の区分 ● 記録の整備

②夜間対応型訪問介護

基本方針	<p>指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。</p>			
申請者要件	<p>法人</p>			
人員基準	区分	職種	員数・資格等	
	管理者	<p>常勤専従 1 (管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事可。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護従業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事可。)</p>		
	従業者	<p>オペレーションセンター従業者 (オペレーションセンターを設置しない場合は、置かなくても可)</p> <table border="1" data-bbox="523 913 1445 1921"> <tr> <td data-bbox="523 913 775 1921"> <p>オペレーター ※提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者</p> </td> <td data-bbox="775 913 1445 1921"> <ul style="list-style-type: none"> ● 提供時間帯を通じて 1 以上 (オペレーターは、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。) ● 午後 6 時から午前 8 時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が構築されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 ● 必要資格 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 ※ 利用者の処遇に支障がなく、当該サービスを提供する時間帯を通じて、上記資格所有者との連携を確保しているときは、1 年以上 (介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修 2 級修了者にあつては、3 年以上) サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者で差し支えない。 ※ オペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーターは訪問介護員等の資格を有する者で差し支えない。 </td> </tr> </table>		<p>オペレーター ※提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者</p>
<p>オペレーター ※提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供時間帯を通じて 1 以上 (オペレーターは、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。) ● 午後 6 時から午前 8 時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が構築されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 ● 必要資格 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 ※ 利用者の処遇に支障がなく、当該サービスを提供する時間帯を通じて、上記資格所有者との連携を確保しているときは、1 年以上 (介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修 2 級修了者にあつては、3 年以上) サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者で差し支えない。 ※ オペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーターは訪問介護員等の資格を有する者で差し支えない。 			

	面接相談員 ※利用者の面接その他の業務を行う者	1以上 (オペレーターと同等の資格、知識経験を有する者とするのが望ましい。)
	訪問介護員等(介護福祉士又は訪問介護員)	
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 ● 必要資格 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<p>提供時間帯を通じて専従の訪問介護員等を1以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所等に従事することができる。 ● 午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度対応ができるなど、随時訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 ● 必要資格 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること ● 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること ● サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること ● 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ● 事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、②随時適切に利用者から通報を受けられることができる通信機器等を備えること(通報を受けられる機器としては、携帯電話等でもよい。) ● 利用者に対しては、適切にオペレーションセンターに通報できる端末(ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの)を配布すること(利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。) 	
運営基準	密着条例	項目
	第9条(準用)	● 内容及び手続の説明及び同意
	第10条(準用)	● 提供拒否の禁止
	第11条(準用)	● サービス提供困難時の対応
	第12条(準用)	● 受給資格等の確認
	第13条(準用)	● 要介護認定の申請に係る援助
	第14条(準用)	● 心身の状況等の把握
	第15条(準用)	● 指定居宅介護支援事業者等との連携
	第16条(準用)	● 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
	第17条(準用)	● 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
第18条(準用)	● 居宅サービス計画等の変更の援助	
第19条(準用)	● 身分を証する書類の携行	

第20条（準用）	● サービスの提供の記録
第21条（準用）	● 利用料等の受領
第22条（準用）	● 保険給付の請求のための証明書の交付
第50条	● 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針
第51条	● 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針
第52条	● 夜間対応型訪問介護計画の作成
第27条（準用）	● 同居家族に対するサービス提供の禁止
第28条（準用）	● 利用者に関する市への通知
第53条	● 緊急時等の対応
第54条	● 管理者等の責務
第55条	● 運営規程
第56条	● 勤務体制の確保等
第32条の2（準用）	● 業務継続計画の策定等
第33条（準用）	● 衛生管理等
第34条（準用）	● 掲示
第35条（準用）	● 秘密保持等
第36条（準用）	● 広告
第37条（準用）	● 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
第38条（準用）	● 苦情処理
第57条	● 地域との連携等
第40条（準用）	● 事故発生時の対応
第40条の2（準用）	● 虐待の防止
第41条（準用）	● 会計の区分
第58条	● 記録の整備

③地域密着型通所介護

基本方針	指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。			
申請者要件	法人			
人員基準	区分	職種	員数・資格等	
	管理者	必要な知識及び経験を有する者	常勤専従 1 （ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は他事業所・施設等の職務に従事可）	
	従業者	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供している時間帯に 1 以上 ● 必要資格 1（3）「生活相談員の資格要件」参照 	生活相談員、介護職員のうち 1 名以上は常勤
		介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 単位ごとに提供時間帯を通じて専従 1 以上 ● （利用者が 15 名以下） 1 以上 ● （利用者が 16 名～18 名） 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上 	
		看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 単位ごとに 1 以上 ● 必要資格 看護師、准看護師 	定員 10 名以下の場合には配置不要
	機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 以上 ● 必要資格 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 ※ はり師又はきゆう師については、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。		
設備基準	定員	19 人未満		
	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること			
	食堂及び機能訓練室	合計面積が、利用定員×3 m ² 以上 （食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可能）		
相談室	遮へい物の設置等			

運営 基準	密着条例	項目
	第9条(準用)	● 内容及び手続の説明及び同意
	第10条(準用)	● 提供拒否の禁止
	第11条(準用)	● サービス提供困難時の対応
	第12条(準用)	● 受給資格等の確認
	第13条(準用)	● 要介護認定の申請に係る援助
	第59条の6	● 心身の状況等の把握
	第15条(準用)	● 指定居宅介護支援事業者等との連携
	第16条(準用)	● 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
	第17条(準用)	● 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
	第18条(準用)	● 居宅サービス計画等の変更の援助
	第20条(準用)	● サービスの提供の記録
	第59条の7	● 利用料等の受領
	第22条(準用)	● 保険給付の請求のための証明書の交付
	第59条の8	● 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針
	第59条の9	● 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針
	第59条の10	● 地域密着型通所介護計画の作成
	第28条(準用)	● 利用者に関する市への通知
	第53条(準用)	● 緊急時等の対応
	第59条の11	● 管理者の責務
	第59条の12	● 運営規程
	第59条の13	● 勤務体制の確保等
	第59条の14	● 定員の遵守
	第59条の15	● 非常災害対策
	第59条の16	● 衛生管理等
	第32条の2(準用)	● 業務継続計画の策定等
	第34条(準用)	● 掲示
	第35条(準用)	● 秘密保持等
	第36条(準用)	● 広告
	第37条(準用)	● 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
	第38条(準用)	● 苦情処理
	第59条の17	● 地域との連携等
	第59条の18	● 事故発生時の対応
	第40条の2	● 虐待の防止
	第41条(準用)	● 会計の区分
	第59条の19	● 記録の整備

④-1 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (単独型・併設型)

基本方針	<p>1. 認知症対応型通所介護</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>		
	<p>2. 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p><単独型></p> <p>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されていないもの</p> <p><併設型></p> <p>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されているもの</p>		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者	必要な知識及び経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤専従 1 (ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は他事業所・施設等の職務に従事可) ● 必要資格 認知症対応型サービス事業管理者研修
従業者	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供日ごとに 1 以上 ● 必要資格 1 (3)「生活相談員の資格要件」参照 	生活相談員、看護職員又は介護職員のうち 1 名以上は常勤
	看護職員又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 単位ごとに 1 以上及び提供時間帯を通じて 1 以上 ● 必要資格 看護師、准看護師（看護職員に限る） 	

		機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 以上 ● 必要資格 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 ※ はり師又はきゆう師については、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。
設備基準	定員	単位ごとに 12 人以下	
	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること		
	食堂及び機能訓練室	合計面積が、利用定員×3 m ² 以上 (食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可能)	
	相談室	遮へい物の設置等	
運営基準 (認知症対応型通所介護)	密着条例	項目	
	第9条(準用) 第10条(準用) 第11条(準用) 第12条(準用) 第13条(準用) 第59条の6(準用) 第15条(準用) 第16条(準用) 第17条(準用) 第18条(準用) 第20条(準用) 第59条の7(準用) 第22条(準用) 第69条 第70条 第71条 第28条(準用) 第59条の11(準用) 第53条(準用) 第73条 第59条の13(準用) 第32条の2(準用) 第59条の14(準用) 第59条の15(準用) 第59条の16(準用)	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容及び手続の説明及び同意 ● 提供拒否の禁止 ● サービス提供困難時の対応 ● 受給資格等の確認 ● 要介護認定の申請に係る援助 ● 心身の状況等の把握 ● 指定居宅介護支援事業者等との連携 ● 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ● 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ● 居宅サービス計画等の変更の援助 ● サービスの提供の記録 ● 利用料等の受領 ● 保険給付の請求のための証明書の交付 ● 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針 ● 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 ● 認知症対応型通所介護計画の作成 ● 利用者に関する市への通知 ● 管理者の責務 ● 緊急時等の対応 ● 運営規程 ● 勤務体制の確保等 ● 業務継続計画の策定等 ● 定員の遵守 ● 非常災害対策 ● 衛生管理等 	

第34条（準用）	● 掲示
第35条（準用）	● 秘密保持等
第36条（準用）	● 広告
第37条（準用）	● 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
第38条（準用）	● 苦情処理
第59条の17（準用）	● 地域との連携等
第59条の18（準用）	● 事故発生時の対応
第40条の2（準用）	● 虐待の防止
第41条（準用）	● 会計の区分
第79条	● 記録の整備

コラム

町田市地域密着型サービスは、 町田市民が利用できるサービスです

地域密着型サービスとは、急速に進む高齢化を背景に、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるなかで、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。

そのため、町田市内の地域密着型サービスは、町田市民だけが利用することが可能です（他市の場合も同様です）。

ただし、虐待からの避難等による場合など、住所地の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難である場合には、市外利用者の利用が認められるケースもあります。詳細は、「町田市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する基準」に規定されていますので、ご確認ください。

地域密着型サービスに関する条例・規則等

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/business/chiikimicchaku/mittyakujourei.html>

運営推進会議等の記録は公表しなければなりません

地域密着型サービス事業所（ただし、夜間対応型訪問介護は除く）は、定められた回数の運営推進会議又は介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という）を実施しなければなりません。また、運営推進会議等の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表することが義務付けられています。

④-2 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (共用型)

基本方針	上記<単独型及び併設型>と同様	
申請者要件	法人であって、介護サービスの指定や許可を受けた日から3年以上経過している事業所・施設で、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それらの利用者などとともに行うもの	
人員基準	区分	職種・員数・資格等
	管理者	上記<単独型及び併設型>と同様
	従業者	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用者、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者又は指定地域密着型特定施設の入居者の数と当該事業の利用者の数を合計した数について、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設の規定される従業者の員数を満たすために必要な数以上
定員	【指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護】	ユニット毎に、1日当たり3人以下
	【指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型を除く)】	施設毎に、1日当たり3人以下
運営基準	密着条例	項目
	上記<単独型及び併設型>と同様	

⑤ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

基本方針	<p>1. 小規模多機能型居宅介護</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2. 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>
申請者要件	法人

人員 基準	区分	職種	員数・資格等
	代表者		<ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保険医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了している者 ● 基本は、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が務めることが望ましい。
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤専従 1 （ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務との兼務可） ● 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有していること ● 必要資格 認知症対応型サービス事業管理者研修
	従業者	介護従業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 以上は常勤 ● 1 以上は看護職員（看護師又は准看護師）
夜間及び深夜以外の時間帯		常勤換算方法	
ア 通いサービス		利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上	
イ 訪問サービス		1 以上	
深夜及び夜間の時間帯			
ア 夜間及び深夜勤務		1 以上	
イ 宿直勤務		1 以上	
介護支援専門員		<ul style="list-style-type: none"> ● 専従 1 以上 （利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事又は併設する施設の職務との兼務可） ● 必要資格 介護支援専門員 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ● 介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする。 ● 介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の 	

		<p>居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービスの利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる。 ● 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、介護医療院が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 								
設備基準	定員	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録定員 29人以下(サテライト事業所にあつては、18人以下) ● 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで(サテライト事業所にあつては、12人まで)、登録定員が25人を超える場合は、登録定員に応じて以下の表に定める利用定員まで <table border="1"> <tr> <td>登録定員</td> <td>26人又は27人</td> <td>28人</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>16人</td> <td>17人</td> <td>18人</td> </tr> </table>	登録定員	26人又は27人	28人	29人	利用定員	16人	17人	18人
		登録定員	26人又は27人	28人	29人					
	利用定員	16人	17人	18人						
		<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで(サテライト事業所にあつては、6人まで) 								
<p>居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備その他サービス提供に必要な設備及び備品を備えること</p> <table border="1"> <tr> <td>居間及び食堂</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの ● 通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）確保することが必要 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊室</td> <td>個室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 定員は、宿泊室1に対し1名（利用者の処遇上必要と認められる場合は2名） ● 床面積は、宿泊室1につき7.43㎡以上 </td> </tr> <tr> <td>個室以外の宿泊室を設ける場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 床面積は、（宿泊サービス利用定員（通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内で事業者が定める1日当たりの利用者数の上限）－個室定員）×7.43㎡以上 ● 構造はプライバシーが確保されたもの（カーテン不可） ● プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可 </td> </tr> </table>		居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの ● 通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）確保することが必要 	宿泊室	個室	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員は、宿泊室1に対し1名（利用者の処遇上必要と認められる場合は2名） ● 床面積は、宿泊室1につき7.43㎡以上 	個室以外の宿泊室を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 床面積は、（宿泊サービス利用定員（通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内で事業者が定める1日当たりの利用者数の上限）－個室定員）×7.43㎡以上 ● 構造はプライバシーが確保されたもの（カーテン不可） ● プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可 		
居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの ● 通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）確保することが必要 									
宿泊室	個室	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員は、宿泊室1に対し1名（利用者の処遇上必要と認められる場合は2名） ● 床面積は、宿泊室1につき7.43㎡以上 								
	個室以外の宿泊室を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 床面積は、（宿泊サービス利用定員（通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内で事業者が定める1日当たりの利用者数の上限）－個室定員）×7.43㎡以上 ● 構造はプライバシーが確保されたもの（カーテン不可） ● プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可 								
<ul style="list-style-type: none"> ● 設備は指定小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。（ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能） ● 利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること 										
運営基準 <small>（小規模多機能型居宅介護）</small>	密着条例	項目								
	第9条（準用）	● 内容及び手続の説明及び同意								
	第10条（準用） 第11条（準用）	● 提供拒否の禁止 ● サービス提供困難時の対応								

第12条（準用）	● 受給資格等の確認
第13条（準用）	● 要介護認定の申請に係る援助
第87条	● 心身の状況等の把握
第88条	● 居宅サービス事業者等との連携
第89条	● 身分を証する書類の携行
第20条（準用）	● サービスの提供の記録
第90条	● 利用料等の受領
第22条（準用）	● 保険給付の請求のための証明書の交付
第91条	● 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針
第92条	● 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針
第93条	● 居宅サービス計画の作成
第94条	● 法定代理受領サービスに係る報告
第95条	● 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付
第96条	● 小規模多機能型居宅介護計画の作成
第97条	● 介護等
第98条	● 社会生活上の便宜の提供等
第28条（準用）	● 利用者に関する市への通知
第99条	● 緊急時等の対応
第59条の11（準用）	● 管理者の責務
第100条	● 運営規程
第59条の13（準用）	● 勤務体制の確保等
第32条の2（準用）	● 業務継続計画の策定等
第101条	● 定員の遵守
第102条	● 非常災害対策
第103条	● 協力医療機関等
第59条の16（準用）	● 衛生管理等
第34条（準用）	● 掲示
第35条（準用）	● 秘密保持等
第36条（準用）	● 広告
第37条（準用）	● 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
第38条（準用）	● 苦情処理
第104条	● 調査への協力等
第59条の17（準用）	● 地域との連携等
第106条	● 居住機能を担う併設施設等への入居
第40条（準用）	● 事故発生時の対応
第40条の2（準用）	● 虐待の防止
第41条（準用）	● 会計の区分
第106条の2	● 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
第107条	● 記録の整備

⑥ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

<p>基本方針</p>	<p>1. 認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2. 介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>		
<p>申請者要件</p>	<p>法人</p>		
<p>人員基準</p>	<p>区分</p>	<p>職種</p>	<p>員数・資格等</p>
<p>代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保険医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了している者 ● 基本は、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が務めることが望ましい。 		
<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤専従 1 （ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務との兼務可） ● 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有していること ● 必要資格 認知症対応型サービス事業管理者研修 <p>管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所若しくは看護小規模多機能型居宅介護の職務と兼務可</p>		
<p>従業者</p>	<p>介護従業者</p>	<p>ユニット毎に1以上は常勤</p>	
	<p>夜間及び深夜以外の時間帯</p>	<p>利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</p>	
	<p>夜間及び深夜以外の時間帯以外</p>	<p>時間帯を通じて1以上夜勤を行わせるために必要な数以上</p>	

		<p>計画作成担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1以上配置 ● 計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員であること (ただし、併設する(看護)小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員との連携により当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。) ● 必要資格 認知症介護実践者研修、基礎課程
		<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ● 介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする
設備基準	事業単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 3以下のユニットを有すること ※ただし、用地の確保が困難であることその他地域の実情により、事業所の効率的運営に必要と認められる場合はユニットを3とすることができる ● ユニットの入居定員は5人以上9人以下とすること
	居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること	
	居室	<ul style="list-style-type: none"> ● 個室であること(処遇に必要な場合は2人部屋も可) ● 1の居室の床面積が、7.43㎡(約4.5畳)以上であること
	居間及び食堂	同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するもの
<ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備の設置が義務づけられていること ● 利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること 		
運営基準 (認知症対応型共同生活介護)	密着条例	項目
	第9条(準用)	● 内容及び手続の説明及び同意
	第10条(準用)	● 提供拒否の禁止
	第12条(準用)	● 受給資格等の確認
	第13条(準用)	● 要介護認定の申請に係る援助
	第114条	● 入退居
	第115条	● サービス提供の記録
	第116条	● 利用料等の受領
	第22条(準用)	● 保険給付の請求のための証明書の交付
	第117条	● 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針
第118条	● 認知症対応型共同生活介護計画の作成	

第119条	● 介護等
第120条	● 社会生活上の便宜の提供等
第28条（準用）	● 利用者に関する市への通知
第99条（準用）	● 緊急時等の対応
第59条の11（準用）	● 管理者の責務
第121条	● 管理者による管理
第122条	● 運営規程
第123条	● 勤務体制の確保等
第32条の2（準用）	● 業務継続計画の策定等
第124条	● 定員の遵守
第125条	● 協力医療機関等
第102条（準用）	● 非常災害対策
第59条の16（準用）	● 衛生管理等
第34条（準用）	● 掲示
第35条（準用）	● 秘密保持等
第36条（準用）	● 広告
第126条	● 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止
第38条（準用）	● 苦情処理
第104条（準用）	● 調査への協力等
第59条の17（準用）	● 地域との連携等
第40条（準用）	● 事故発生時の対応
第40条の2	● 虐待の防止
第106条の2（準用）	● 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
第41条（準用）	● 会計の区分
第127条	● 記録の整備

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）

基本方針	<p>1. ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2. ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者		<p>常勤専従 1 （ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務との兼務可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事できる ● ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない
	従業者	医師	<ul style="list-style-type: none"> ● 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ● 必要資格 医師
		生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤 1 以上 ● 必要資格 1（3）「生活相談員の資格要件」参照
		介護職員又は看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 総数は常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上 ● 介護職員の数は、1 以上は、常勤 ● 看護職員の数は、1 以上は、常勤 ● 必要資格 看護師、准看護師（看護職員に限る）
		栄養士又は管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 以上 ● 必要資格 栄養士、管理栄養士
		機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 以上 ● 必要資格 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 ※ はり師又はきゅう師については、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。
		介護支援専門員	<p>1 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1 以上は常勤、当該施設の他の職務と兼務可 ● 増員に係る非常勤の介護支援専門員を除き、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は不可

		<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ● 昼間：ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること ● 夜間及び深夜：2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること ● ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること ● ユニットリーダー研修を修了した従業者を 2 人以上（2 ユニット以下の施設の場合には 1 人）配置すること
設備 基準	定員	<ul style="list-style-type: none"> ● 29 人以下 ● 1 ユニットの入居定員は、原則 12 人以下としなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合には、15 人以下とすることができる。
	ユニット	
	居室	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 の居室の定員は 1 人（ただし、サービス提供上必要な場合は 2 人とすることができる。） ● いずれかのユニットに属するものとし、共同生活室に近接して一体的に設けること ● 床面積は 1 の居室につき、10.65 m²以上とすること（ただし、2 人居室の場合にあつては、21.3 m²以上） ● ブザー又はこれに代わる設備を設けること
	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ● いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること ● 1 の共同生活室の床面積は、2 m²に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること ● 必要な設備及び備品を備えること
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること ● 要介護者が使用するのに適したものとすること
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ● 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること ● ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること
	浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること
	医務室	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすること ● 入居者の診療に必要な医薬品及び医療機器を備えること ● 必要に応じて臨床検査設備を設けること
	廊下幅	1.5m以上（ただし、中廊下の幅は 1.8m以上） ※廊下の一部の幅を拡張することで、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないときはこの限りでない。
	その他	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること
運営 基準	密着条例	項目
	第 9 条（準用）	● 内容及び手続の説明及び同意
	第 10 条（準用）	● 提供拒否の禁止
	第 153 条（準用）	● サービス提供困難時の対応

第12条（準用）	● 受給資格等の確認
第13条（準用）	● 要介護認定の申請に係る援助
第154条（準用）	● 入退所
第155条（準用）	● サービス提供の記録
第181条	● 利用料等の受領
第22条（準用）	● 保険給付の請求のための証明書の交付
第182条	● 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針
第158条（準用）	● 地域密着型施設サービス計画の作成
第183条	● 介護
第184条	● 食事
第161条（準用）	● 相談及び援助
第185条	● 社会生活上の便宜の提供等
第163条（準用）	● 機能訓練
第163条の2	● 栄養管理
第163条の3	● 口腔衛生の管理
第164条（準用）	● 健康管理
第165条（準用）	● 入所者の入院期間中の取扱い
第28条（準用）	● 利用者に関する市への通知
第165条の2（準用）	● 緊急時等の対応
第166条（準用）	● 管理者による管理
第59条の11（準用）	● 管理者の責務
第167条（準用）	● 計画担当介護支援専門員の責務
第186条	● 運営規程
第187条	● 勤務体制の確保等
第32条の2（準用）	● 業務継続計画の策定等
第188条	● 定員の遵守
第59条の15（準用）	● 非常災害対策
第171条（準用）	● 衛生管理等
第172条（準用）	● 協力病院等
第34条（準用）	● 掲示
第173条（準用）	● 秘密保持等
第36条（準用）	● 広告
第174条（準用）	● 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止
第38条（準用）	● 苦情処理
第59条の17（準用）	● 地域との連携等
第175条（準用）	● 事故発生の防止及び発生時の対応
第40条の2（準用）	● 虐待の防止
第106条の2（準用）	● 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
第41条（準用）	● 会計の区分
第176条（準用）	● 記録の整備

⑧看護小規模多機能型居宅介護

基本方針	指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則第64条第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。			
申請者要件	法人 ※病床を有する診療所を開設している者が看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合は、この限りではない。			
人員基準	区分	職種	員数・資格等	
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は保険医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了している者 ● 基本は、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が務めることが望ましい。 		
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤専従 1 （ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務との兼務可） ● 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として 3 年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有していること ● 必要資格 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者又は保健師若しくは看護師 	
	従業者	介護従業者		<ul style="list-style-type: none"> ● 1 以上は常勤の保健師又は看護師
		夜間及び深夜以外の時間帯		
		ア 通いサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤換算方法で利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上 ● 1 以上は看護職員 	
イ 訪問サービス		<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤換算方法で、2 以上 ● 1 以上は看護職員 		
深夜及び夜間の時間帯				
ア 夜間及び深夜勤務	1 以上			
イ 宿直勤務	1 以上			

		<p>看護職員 (訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合で、当該訪問看護事業所の基準を満たしている場合は、基準をみたしているものとみなす。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤換算方法で 2.5 以上 ● 必要資格 保健師、看護師、准看護師 										
		<p>介護支援専門員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 専従 1 以上 (利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事又は併設する施設の職務との兼務可) ● 必要資格 介護支援専門員 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 										
		<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ● 介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする。 ● 介護支援専門員の業務として、①登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービスの利用に関する市への届出代行、③「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる。 ● 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる。 ● 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、介護医療院が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 											
<p>設備基準</p>	<p>定員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録定員 29 人以下(サテライト事業所にあつては、18 人以下) ● 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人まで (サテライト事業所にあつては、12 人まで)、登録定員が 25 人を超える場合は、登録定員に応じて以下の表に定める利用定員まで <table border="1" data-bbox="571 1529 1401 1626"> <tr> <td>登録定員</td> <td>26 人又は 27 人</td> <td>28 人</td> <td>29 人</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>16 人</td> <td>17 人</td> <td>18 人</td> </tr> </table> ● 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人まで(サテライト事業所にあつては、6 人まで) <p>居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備その他サービス提供に必要な設備及び備品を備えること</p> <table border="1" data-bbox="363 1809 1436 2038"> <tr> <td data-bbox="363 1809 579 2038"> <p>居間及び食堂</p> </td> <td data-bbox="579 1809 1436 2038"> <ul style="list-style-type: none"> ● 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの ● 通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定める指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1 人当たり 3 m²以上）確保することが必要 </td> </tr> </table>		登録定員	26 人又は 27 人	28 人	29 人	利用定員	16 人	17 人	18 人	<p>居間及び食堂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの ● 通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定める指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1 人当たり 3 m²以上）確保することが必要
登録定員	26 人又は 27 人	28 人	29 人										
利用定員	16 人	17 人	18 人										
<p>居間及び食堂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの ● 通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定める指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1 人当たり 3 m²以上）確保することが必要 												

	宿泊室	個室	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員は、宿泊室 1 に対し 1 人 (利用者の処遇上必要と認められる場合は 2 人) ● 床面積は、宿泊室 1 につき 7.43 m²以上 (ただし、当該事業所が病院又は診療所で、定員が 1 人の場合は、6.4 m²以上)
		個室以外の宿泊室を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 床面積は、(宿泊サービス利用定員(通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人までの範囲内で事業者が定める 1 日当たりの利用者数の上限) - 個室定員) × 7.43 m²以上 ● 構造は、プライバシーが確保されたもの(カーテンは不可) ● プライバシーが確保できるのであれば、今も宿泊室の面積に含めて可
<ul style="list-style-type: none"> ● 設備は指定看護小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。 (ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能) ● 利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること 			
運営基準	密着条例		項目
	第 9 条 (準用) 第 10 条 (準用) 第 11 条 (準用) 第 12 条 (準用) 第 13 条 (準用) 第 87 条 (準用) 第 88 条 (準用) 第 89 条 (準用) 第 20 条 (準用) 第 90 条 (準用) 第 22 条 (準用) 第 196 条 第 197 条 第 198 条 第 93 条 (準用) 第 94 条 (準用) 第 95 条 (準用) 第 199 条 第 97 条 (準用) 第 98 条 (準用) 第 28 条 (準用) 第 200 条 第 59 条の 11 (準用)	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容及び手続の説明及び同意 ● 提供拒否の禁止 ● サービス提供困難時の対応 ● 受給資格等の確認 ● 要介護認定の申請に係る援助 ● 心身の状況等の把握 ● 居宅サービス事業者等との連携 ● 身分を証する書類の携行 ● サービスの提供の記録 ● 利用料等の受領 ● 保険給付の請求のための証明書の交付 ● 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 ● 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ● 主治の医師との関係 ● 居宅サービス計画の作成 ● 法定代理受領サービスに係る報告 ● 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 ● 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 ● 介護等 ● 社会生活上の便宜の提供等 ● 利用者に関する市への通知 ● 緊急時等の対応 ● 管理者の責務 	

第100条（準用）	● 運営規程
第59条の13（準用）	● 勤務体制の確保等
第32条の2（準用）	● 業務継続計画の策定等
第101条（準用）	● 定員の遵守
第102条（準用）	● 非常災害対策
第103条（準用）	● 協力医療機関等
第59条の16（準用）	● 衛生管理等
第34条（準用）	● 掲示
第35条（準用）	● 秘密保持等
第36条（準用）	● 広告
第37条（準用）	● 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
第38条（準用）	● 苦情処理
第104条（準用）	● 調査への協力等
第59条の17（準用）	● 地域との連携
第106条（準用）	● 居住機能を担う併設施設等への入居
第106条の2（準用）	● 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
第40条（準用）	● 事故発生時の対応
第40条の2（準用）	● 虐待の防止
第41条（準用）	● 会計の区分
第201条	● 記録の整備

(2) 居宅介護支援

居宅介護支援

<p>基本方針</p>	<p>1. 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2. 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>3. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4. 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、地域包括支援センター（町田市では高齢者支援センター）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p>						
<p>申請者要件</p>	<p>法人</p>						
<p>人員基準</p>	<p>区分</p>	<p>職種</p>	<p>員数・資格等</p>				
	<p>管理者</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤専従 1 （ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は他事業所・施設等の職務に従事可） ● 主任介護支援専門員であること 				
	<p>従業者</p>	<p>介護支援専門員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1以上、常勤配置 ● 利用者の数が44人又はその端数を増すごとに1人を配置 				
<p>設備基準</p>	<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること</p> <table border="1" data-bbox="363 1469 1449 1800"> <tr> <td data-bbox="363 1469 600 1565"> <p>事務室</p> </td> <td data-bbox="600 1469 1449 1565"> <p>居宅介護支援の事務が行える当該事業専用の机が1つ以上確保されていること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1565 600 1800"> <p>相談室</p> </td> <td data-bbox="600 1565 1449 1800"> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談、サービス担当者会議等に対応する適切なスペースを確保 ● 利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造であること ● 相談等に対応するために机や椅子の配置があること ● 利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパーティション等で仕切られて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえ </td> </tr> </table> <p>自宅併設の場合は、自宅と事業所の入り口を別々に設けており、自宅と事業所で使用する動線が交わっていないこと</p>			<p>事務室</p>	<p>居宅介護支援の事務が行える当該事業専用の机が1つ以上確保されていること</p>	<p>相談室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談、サービス担当者会議等に対応する適切なスペースを確保 ● 利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造であること ● 相談等に対応するために机や椅子の配置があること ● 利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパーティション等で仕切られて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえ
<p>事務室</p>	<p>居宅介護支援の事務が行える当該事業専用の机が1つ以上確保されていること</p>						
<p>相談室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談、サービス担当者会議等に対応する適切なスペースを確保 ● 利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造であること ● 相談等に対応するために机や椅子の配置があること ● 利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパーティション等で仕切られて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえ 						
<p>運営基準</p>	<p>居宅条例</p>	<p>項目</p>					
	<p>第7条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容及び手続の説明及び同意 					
	<p>第8条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供拒否の禁止 					
	<p>第9条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供困難時の対応 					

第10条	● 受給資格等の確認
第11条	● 要介護認定の申請に係る援助
第12条	● 身分を証する書類の携行
第13条	● 利用料等の受領
第14条	● 保険給付の請求のための証明書の交付
第15条	● 指定居宅介護支援の基本取扱方針
第16条	● 指定居宅介護支援の具体的取扱方針
第17条	● 法定代理受領サービスに係る報告
第18条	● 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付
第19条	● 利用者に関する市への通知
第20条	● 管理者の責務
第21条	● 運営規程
第22条	● 勤務体制の確保
第22条の2	● 業務継続計画の策定
第23条	● 設備及び備品等
第24条	● 従業員の健康管理
第24条の2	● 感染症の予防及びまん延防止のための措置
第25条	● 掲示
第26条	● 秘密保持
第27条	● 広告
第28条	● 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等
第29条	● 苦情処理
第30条	● 事故発生時の対応
第30条の2	● 虐待の防止
第31条	● 会計の区分
第32条	● 記録の整備
第33条	● 電磁的記録等

(3) 介護予防支援

介護予防支援

基本方針	<p>1 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者(法第58条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業</p>
------	---

	<p>者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター（町田市では高齢者支援センター）、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>										
<p>申請者要件</p>	<p>法人、指定居宅介護支援の指定を受けている者</p>										
<p>人員基準</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 853 410 902">区分</th> <th data-bbox="410 853 584 902">職種</th> <th data-bbox="584 853 1447 902">員数・資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 902 410 1227"> <p>管理者</p> </td> <td data-bbox="410 902 584 1227"></td> <td data-bbox="584 902 1447 1227"> <ul style="list-style-type: none"> ● 常勤専従 1 (ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は他事業所・施設等の職務に従事可) ● 主任介護支援専門員であること (ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1227 410 1552"> <p>従業者</p> </td> <td data-bbox="410 1227 584 1552"> <p>介護支援専門員</p> </td> <td data-bbox="584 1227 1447 1552"> <p>1 地域包括支援センター（町田市では高齢者支援センター）の設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	職種	員数・資格等	<p>管理者</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤専従 1 (ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は他事業所・施設等の職務に従事可) ● 主任介護支援専門員であること (ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。) 	<p>従業者</p>	<p>介護支援専門員</p>	<p>1 地域包括支援センター（町田市では高齢者支援センター）の設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p>	
区分	職種	員数・資格等									
<p>管理者</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤専従 1 (ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は他事業所・施設等の職務に従事可) ● 主任介護支援専門員であること (ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。) 									
<p>従業者</p>	<p>介護支援専門員</p>	<p>1 地域包括支援センター（町田市では高齢者支援センター）の設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p>									
<p>設備基準</p>	<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 1641 410 1742"> <p>事務室</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="410 1641 1447 1742"> <p>介護予防支援の事務が行える当該事業専用の机が1つ以上確保されていること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1742 410 1973"> <p>相談室</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="410 1742 1447 1973"> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談、サービス担当者会議等に対応する適切なスペースを確保さ ● 利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造であること ● 相談等に対応するために机や椅子の配置があること ● 利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパーテーション等で仕切られて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえ </td> </tr> </tbody> </table> <p>自宅併設の場合は、自宅と事業所の入り口を別々に設けており、自宅と事業所で使用する動線が交わっていないこと</p>			<p>事務室</p>	<p>介護予防支援の事務が行える当該事業専用の机が1つ以上確保されていること</p>		<p>相談室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談、サービス担当者会議等に対応する適切なスペースを確保さ ● 利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造であること ● 相談等に対応するために机や椅子の配置があること ● 利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパーテーション等で仕切られて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえ 			
<p>事務室</p>	<p>介護予防支援の事務が行える当該事業専用の机が1つ以上確保されていること</p>										
<p>相談室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談、サービス担当者会議等に対応する適切なスペースを確保さ ● 利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造であること ● 相談等に対応するために机や椅子の配置があること ● 利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパーテーション等で仕切られて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえ 										

運営 基準	予防支援条例	項目
	第7条	● 内容及び手続の説明及び同意
	第8条	● 提供拒否の禁止
	第9条	● サービス提供困難時の対応
	第10条	● 受給資格等の確認
	第11条	● 要支援認定の申請に係る援助
	第12条	● 身分を証する書類の携行
	第13条	● 利用料等の受領
	第14条	● 保険給付の請求のための証明書の交付
	第32条	● 指定介護予防支援の基本取扱方針
	第33条	● 指定介護予防支援の具体的取扱方針
	第16条	● 法定代理受領サービスに係る報告
	第17条	● 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付
	第18条	● 利用者に関する市への通知
	第19条	● 管理者の責務
	第20条	● 運営規程
	第21条	● 勤務体制の確保
	第21条の2	● 業務継続計画の策定
	第22条	● 設備及び備品等
	第23条	● 従業員の健康管理
	第23条の2	● 感染症の予防及びまん延防止のための措置
	第24条	● 掲示
	第25条	● 秘密保持
	第26条	● 広告
	第27条	● 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等
	第28条	● 苦情処理
	第29条	● 事故発生時の対応
	第29条の2	● 虐待の防止
	第30条	● 会計の区分
	第31条	● 記録の整備
	第34条	● 介護予防支援の提供に当たっての留意点
	第36条	● 電磁的記録等

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

①第1号訪問事業

【従前相当】 国基準型訪問サービス（身体介護・生活援助）＝介護予防訪問介護相当サービス

【一体型】 市基準型訪問サービス（生活援助のみ）＝緩和した基準による訪問型サービス（定率）

基本方針	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者	必要な知識及び経験を有する者 【従前相当】【一体型】	常勤専従 1 (ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は他事業所・施設等の職務に従事可)
	従業者	サービス提供責任者 【従前相当】 訪問事業責任者 【一体型】	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 以上 ● 必要資格 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1 級修了者、看護師、准看護師、保健師 ※訪問事業責任者は、介護職員初任者研修修了者及び町田市で実施する「まちいきヘルパー養成研修」の修了者も従事可
	訪問介護員等 【従前相当】【一体型】	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤換算 2.5 以上 ただし、市基準型訪問サービスの利用者に対しては、必要な数の配置で可 ● 必要資格 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1 級・2 級修了者、まちいきヘルパー養成研修修了者（市基準型訪問サービスのみ可）、看護師、准看護師、保健師、 	
設備基準	事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画 必要な設備及び備品（事務室、鍵付き書庫、相談室、手指洗淨場所等） ※訪問介護等と一体的に運営する場合、訪問介護等の基準を満たし、訪問介護等に支障がない場合については、訪問介護等の設備・備品等を使用することができる。		

運営 基準	総合事業 要領	項目
【従前相当】	第9 第10 第11 第12 第13 第14 第15 第16 第17 第18 第19 第20 第21 第22 第23 第24 第25 第26 第27 第28 第29 第30 第31 第32 第33 第34 第35 第36 第37 第38 第39 第40 第41 第42 第43 第44 第45	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容及び手続の説明及び同意 ● 提供拒否の禁止 ● 国基準型指定第1号訪問事業提供困難時の対応 ● 受給資格等の確認 ● 要支援認定等の申請等に係る援助 ● 心身の状況等の把握 ● 地域包括支援センター等との連携 ● 第1号事業支給費等の支給を受けるための援助 ● 介護予防サービス計画に沿った国基準型指定第1号訪問事業の提供 ● 介護予防サービス計画等の変更の援助 ● 身分を証する書類の携行 ● 国基準型指定第1号訪問事業の提供の記録 ● 利用料等の受領 ● 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付 ● 同居家族に対する市基準型指定第1号訪問事業の提供の禁止 ● 利用者に関する市への通知 ● 緊急時等の対応 ● 管理者及びサービス提供責任者の責務 ● 運営規程 ● 介護等の総合的な提供 ● 勤務体制の確保等 ● 業務継続計画の策定等 ● 衛生管理等 ● 掲示 ● 秘密保持等 ● 広告 ● 不当な働きかけの禁止 ● 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止 ● 苦情処理 ● 地域との連携等 ● 事故発生時の対応 ● 虐待の防止 ● 会計の区分 ● 記録の整備 ● 国基準型指定第1号訪問事業の基本取扱方針 ● 国基準型指定第1号訪問事業の具体的取扱方針 ● 国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たって留意すべき事項 <p>※総合事業に係る記録等の保存については、地方自治法第236条第1項の規定が適用されるため、5年となります。</p> <p>(介護保険最新情報 Vol.462 参照)</p>

運営 基準 【一体型】	第 50	● 内容及び手続の説明及び同意
	第 10 (準用)	● 提供拒否の禁止
	第 11 (準用)	● 市基準型指定第 1 号訪問事業提供困難時の対応
	第 12 (準用)	● 受給資格等の確認
	第 13 (準用)	● 要支援認定等の申請等に係る援助
	第 14 (準用)	● 心身の状況等の把握
	第 15 (準用)	● 地域包括支援センター等との連携
	第 16 (準用)	● 第 1 号事業支給費等の支給を受けるための援助
	第 17 (準用)	● 介護予防サービス計画に沿った市基準型指定第 1 号訪問事業の提供
	第 18 (準用)	● 介護予防サービス計画等の変更の援助
	第 19 (準用)	● 身分を証する書類の携行
	第 20 (準用)	● 市基準型指定第 1 号訪問事業の提供の記録
	第 21 (準用)	● 利用料等の受領
	第 22 (準用)	● 第 1 号事業支給費の請求のための証明書の交付
	第 23 (準用)	● 同居家族に対する市基準型指定第 1 号訪問事業の提供の禁止
	第 24 (準用)	● 利用者に関する市への通知
	第 25 (準用)	● 緊急時等の対応
	第 26 (準用)	● 管理者及び訪問事業責任者の責務
	第 27 (準用)	● 運営規程
	第 29 (準用)	● 勤務体制の確保等
	第 30 (準用)	● 業務継続計画の策定等
	第 31 (準用)	● 衛生管理等
	第 32 (準用)	● 掲示
	第 33 (準用)	● 秘密保持等
	第 34 (準用)	● 広告
	第 35 (準用)	● 不当な働きかけの禁止
	第 36 (準用)	● 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止
	第 37 (準用)	● 苦情処理
	第 38 (準用)	● 地域との連携等
	第 39 (準用)	● 事故発生時の対応
第 40 (準用)	● 虐待の防止	
第 41 (準用)	● 会計の区分	
第 51	● 記録の整備	
第 53	● 市基準型指定第 1 号訪問事業の基本取扱方針	
第 54	● 市基準型指定第 1 号訪問事業の具体的取扱方針	
第 55	● 市基準型指定第 1 号訪問事業の提供に当たって留意すべき事項	

②第1号通所事業

【従前相当】 国基準型通所サービス（従前相当）＝介護予防通所介護相当サービス

【一体型】 市基準型通所サービス（通所介護等との一体実施）＝緩和した基準による通所型サービス（定率）

【単独型】 市基準型通所サービス（運動器機能向上に特化したサービス）＝同上

基本方針	上記①第1号訪問事業と同様			
申請者要件	法人			
人員基準	区分	職種	員数・資格等	
	管理者	必要な知識及び経験を有する者 【従前相当】【一体型】 【単独型】	常勤専従 1 (ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は他事業所・施設等の職務に従事可)	
	従業者	生活相談員 【従前相当】【一体型】	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供している時間帯に1以上 ● 必要資格 1(3)「生活相談員の資格要件」参照 	生活相談員、介護職員のうち1名以上は常勤
		介護職員 【従前相当】【一体型】 【単独型】	<ul style="list-style-type: none"> ● 単位ごとに提供時間帯を通じて専従1以上 ● (利用者が15名以下)1以上 15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 	
		看護職員 【従前相当】【一体型】	<ul style="list-style-type: none"> ● 単位ごとに1以上 ● 必要資格 看護師、准看護師 	定員10名以下の場合には配置不要
機能訓練指導員 【従前相当】【一体型】	<ul style="list-style-type: none"> ● 1以上 ● 必要資格 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 ※ はり師又はきゅう師については、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 			
【単独型】		<ul style="list-style-type: none"> ● プログラム実施中は専従1以上 ● 必要資格 上記の必要資格の他、健康運動指導士（公益財団法人 健康・体力づくり事業財団認定資格）、介護予防運動指導員（地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター認定資格）も可 		

設備 基準	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること	
	食堂及び機能訓練室	合計面積が、利用定員×3 m ² 以上 (食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可)
	相談室	遮へい物の設置等
運営 基準 【従前相当】	総合事業 要領	項目
	第9(準用)	● 内容及び手続の説明及び同意
	第10(準用)	● 提供拒否の禁止
	第11(準用)	● 国基準型指定第1号通所事業提供困難時の対応
	第12(準用)	● 受給資格等の確認
	第13(準用)	● 要支援認定等の申請等に係る援助
	第14(準用)	● 心身の状況等の把握
	第15(準用)	● 地域包括支援センター等との連携
	第16(準用)	● 第1号事業支給費等の支給を受けるための援助
	第17(準用)	● 介護予防サービス計画に沿った国基準型指定第1号通所事業の提供
	第18(準用)	● 介護予防サービス計画等の変更の援助
	第20(準用)	● 国基準型指定第1号通所事業の提供の記録
	第61	● 利用料等の受領
	第22(準用)	● 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付
	第24(準用)	● 利用者に関する市への通知
	第25(準用)	● 緊急時等の対応
	第62	● 管理者の責務
	第63	● 運営規程
	第64	● 勤務体制の確保等
	第30(準用)	● 業務継続計画の策定等
	第65	● 定員の遵守
	第66	● 非常災害対策
	第67	● 衛生管理等
	第32(準用)	● 掲示
	第33(準用)	● 秘密保持等
	第34(準用)	● 広告
	第36(準用)	● 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止
	第37(準用)	● 苦情処理
	第68	● 地域との連携等
	第69	● 事故発生時の対応
	第40(準用)	● 虐待の防止
	第41(準用)	● 会計の区分
	第70	● 記録の整備
	第72	● 国基準型指定第1号通所事業の基本取扱方針

	第73 第74 第75	<ul style="list-style-type: none"> ● 国基準型指定第1号通所事業の具体的取扱方針 ● 国基準型指定第1号通所事業の提供に当たって留意すべき事項 ● 安全管理体制等の確保
運営 基準 【一体型】	第80 第10(準用) 第11(準用) 第12(準用) 第13(準用) 第14(準用) 第15(準用) 第16(準用) 第17(準用) 第18(準用) 第20(準用) 第61(準用) 第22(準用) 第24(準用) 第25(準用) 第62(準用) 第63(準用) 第64(準用) 第30(準用) 第65(準用) 第66(準用) 第67(準用) 第32(準用) 第33(準用) 第34(準用) 第36(準用) 第37(準用) 第68(準用) 第81 第40(準用) 第41(準用) 第82 第84 第85 第86 第87	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容及び手続の説明及び同意 ● 提供拒否の禁止 ● 市基準型指定第1号通所事業提供困難時の対応 ● 受給資格等の確認 ● 要支援認定等の申請等に係る援助 ● 心身の状況等の把握 ● 地域包括支援センター等との連携 ● 第1号事業支給費等の支給を受けるための援助 ● 介護予防サービス計画に沿った市基準型指定第1号通所事業の提供 ● 介護予防サービス計画等の変更の援助 ● 市基準型指定第1号通所事業の提供の記録 ● 利用料等の受領 ● 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付 ● 利用者に関する市への通知 ● 緊急時等の対応 ● 管理者の責務 ● 運営規程 ● 勤務体制の確保等 ● 業務継続計画の策定等 ● 定員の遵守 ● 非常災害対策 ● 衛生管理等 ● 掲示 ● 秘密保持等 ● 広告 ● 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止 ● 苦情処理 ● 地域との連携等 ● 事故発生時の対応 ● 虐待の防止 ● 会計の区分 ● 記録の整備 ● 市基準型指定第1号通所事業の基本取扱方針 ● 市基準型指定第1号通所事業の具体的取扱方針 ● 市基準型指定第1号通所事業の提供に当たって留意すべき事項 ● 安全管理体制等の確保

コラム

介護職員等処遇改善加算について

令和6年度介護報酬改定において、これまであった介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算が創設されました。

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
		なし	13.7%
II	I	有	18.7%
		なし	16.3%
	II	有	16.6%
		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
		なし	10.0%
III	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
	なし	有	7.9%
		なし	5.5%

令和6年6月から

※加算率は全て訪問介護の例

介護職員等処遇改善加算(新加算)	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

+新加算V



要件を再編・統合 & 加算率引上げ

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



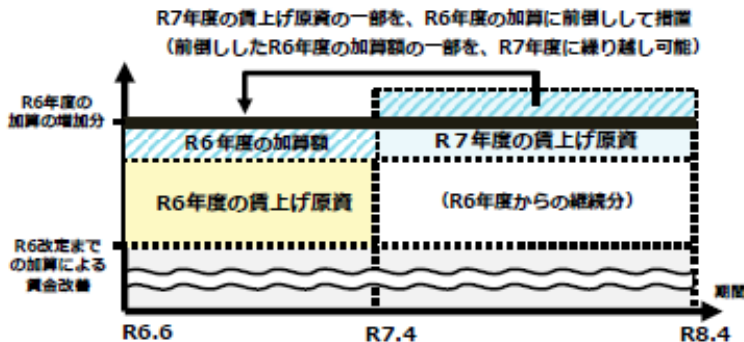
令和6年度中の経過措置(激変緩和措置)として、新加算V(1)~V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)~V(14)を設けます。
(加算率22.1%~7.6%)

- 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしています。



今般の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして賃上げいただくことも可能。前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度内に繰り越して資金改善に充てることも可。



賃上げ促進税制とは...

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。

詳細は
租税特別措置
法等成立後
2024年5月
から国 HP 掲
載とのこと

次ページへ続く

コラム続き

新加算を算定するためには・・・以下の3種類の要件を満たすことが必要です

1 キャリアパス要件

I～IIIは根拠規程を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I～IV

キャリアパス要件 I（任用要件・賃金体系）

- 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～IV

キャリアパス要件 II（研修の実施等）

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～III

キャリアパス要件 III（昇給の仕組み）

- 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・II

キャリアパス要件 IV（改善後の賃金額）

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

☞ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

キャリアパス要件 V（介護福祉士等の配置）

- サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

2 月額賃金改善要件

月額賃金改善要件 I

- 新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。

☞ 現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。（賃金総額は一定のままで可）

現行ベア加算未算定の場合のみ適用 I～IV

月額賃金改善要件 II

- 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。

☞ 新加算I～IVへの移行に伴い、現行ベア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要があります。

3 職場環境等要件

I・II

- 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上

III・IV

- 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

※ 新加算（I～V）では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内で柔軟な配分を認めます。